

次のとおり一般競争入札を行うので、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第3条及び第5条の規定により公告します。

令和6年6月12日

徳島市長 遠藤 彰 良

1 担当部局

(1) 部局名

徳島市 経済部 経済政策課

(2) 窓口の場所

徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本館3階

(3) 電話

088-621-5225

(4) F A X

088-621-5196

2 入札に付する事項

(1) 件名（業務名）

徳島市中小企業販路拡大等相談・IT導入等支援業務

(2) 内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間（履行期間）

契約締結日から令和7年2月20日（木）まで

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

ただし、7-(1)で示す受付期間に入札参加申請を行わない場合は、本入札に参加することができない。

(1) 公告日時点で法人格を有する者

(2) 委託事業を的確に遂行できる能力を有する者

(3) 本業務の実施にあたり、本市との連絡調整や打合せなどに迅速かつ的確に対応でき

る者

- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく暴力団または暴力団員の統制下にある者ではないこと。
- (6) 労働基準法その他の労働関係法令に違反していないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (8) 公告の日から開札執行の日までの間において、本市の指名停止措置を受け、又は指名を回避されている期間のない者
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立て、及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしていない者
- (10) 公告の日から開札執行の日までの間において、徳島市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
- (11) 徳島市税を課せられている者にあつては、市税に滞納のない者
- (12) 国税及び都道府県税、市区町村税等に滞納がない者
- (13) 本入札に参加する他の業者に、下請け・協力会社等として重複参加していない者
- (14) 過去5年以内において、仕様書「5 業務の内容」のうち、(1)～(4)において、2つ以上の業務について、類似の業務を他の地方公共団体等から直接受託し、かつ、その受託業務を完了した実績を有していること。

4 仕様書、入札説明書等の入手方法（契約条項を示す場所）

- (1) 公開期間
公告日から令和6年6月26日（水）午後5時まで
- (2) 公開場所
徳島市経済部経済政策課のホームページからのダウンロードにより交付する。
(<https://www.city.tokushima.tokushima.jp//shisei/keizai/jigyosha/tyusyokigyogyo/hanrokakudai/hanrokakudaisoudan.html>)

5 仕様書等に対する質疑受付・回答方法

仕様書の内容等に関する質疑がある場合は、質問書（様式5）に必要事項を記載し、前記1に示す担当部局へ持参または、FAXのいずれかの方法で提出すること。

なお、質問の内容について不明な点がある場合には、本市担当者から電話で問い合わせることがあるため、その旨留意すること。

- (1) 受付期間 令和6年6月19日（水）午後5時まで
- (2) 回答方法 随時本市ホームページにて公開する。
- (3) 市の回答期限 6月25日（火）

- (4) 疑義、確認等がなかった本事業に関する事項についての解釈は、本市が行う解釈を採用する。
- (5) F A X で提出する場合、送信後、同日午後 5 時までには、F A X 着信確認の電話連絡をすること。
- (6) 電話・電子メール等、持参及び F A X 以外の手段による質問には回答しない。
- (7) 回答の再質問及び受付期間終了後の質問に対する回答は一切行わない。

6 入札参加申請手続き及び様式

入札参加希望者は、事前に担当部局に電話連絡の上、次の(1)から(7)までに掲げる申請書類を提出し、本市に入札参加申請を行い、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。また、申請書類のうち、証明関係書類については、申請日前 3 か月以内に発行されたものに限る。

入札参加資格の有無は、次に掲げる申請書類の審査をもって確認を行うので、様式の取り違え、記載漏れ等が無いように注意すること。

なお、入札参加資格を確認するため申請書類以外に書類の提出を求めることがある。

- (1) 入札参加資格審査申請書 兼 入札参加申込書（様式 1）
- (2) 入札参加資格審査申請にかかる誓約書（様式 2）
- (3) 使用印鑑届出書（様式 3）
- (4) 受注実績調書（様式 4）
- (5) 印鑑証明書
- (6) 登記事項証明書（写し可） ※現在事項全部証明書
- (7) 納税証明書（直近 2 年分）

ア 法人税・消費税及び地方消費税<その 3 の 3 >の納税証明書（写し可）

イ 法人市民税の納税証明書（写し可）（徳島市税を課せられている者のみ）

ウ 固定資産税の納税証明書（写し可）（徳島市における固定資産税を課せられている者のみ）

ただし、本市総務部契約監理課の最新の物品等の指名競争入札有資格者名簿（以下「登録業者名簿」という。）に登載されている者は(5)から(7)までの提出は不要とする。

なお、最新の登録業者名簿に掲載されている者は、本入札においては、本市に届け出ている使用印鑑を使用すること。

7 入札参加申請受付期間及び提出方法

- (1) 受付期間 公告日から令和 6 年 6 月 2 6 日（水）午後 5 時まで
- (2) 提出方法 持参もしくは郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）なお、郵送の場合には未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず本市は責任を負わない。
- (3) 受付先 前記 1 に同じ

- (4) 入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を満たすこととされた者に限り、この入札に参加することができる。
- (5) 入札参加資格の確認の結果は、令和6年7月2日（火）までに、入札参加資格申請者の担当者宛てに電話等で連絡する。別途、当該結果について記載した文書を郵送するが、入札時に当該文書の持参は要しない。
- (6) 当該申請書については、期限後の提出及び電話、FAX、電子メール等の所定の手段によらない提出方法だった場合は、提出がなかったものとみなし無効とする。

8 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年7月5日（金）午前10時から
- (2) 場所 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本館11階 1101会議室

9 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

前記8の日時及び場所において、入札箱に本市指定の入札書を投函する方法とする。その他の方法（郵便、電子メール、FAX等）による入札書の提出は認めない。

(2) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、契約期間中における総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札者は、提出済みの入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (4) 代理人が入札に参加する場合は、委任状（様式6）を提出すること。
- (5) 本入札への参加を辞退する場合、入札辞退届（様式7）を徳島市経済政策課まで提出すること。

10 入札保証金

入札保証金は免除する。

11 入札の無効

次に示す事項に該当する入札は無効とする。

- (1) 徳島市契約規則第13条に規定する入札
- (2) 本市の指定した入札書を用いないでした入札
- (3) 申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札
- (4) 郵便による入札

- (5) 容易に改ざんできる筆記具での入札
- (6) 使用印鑑を誤った入札
- (7) 代理人が入札する場合に委任状のない入札
- (8) 公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (9) 入札書又は委任状に不備があるものに係る入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

12 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、この入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

13 再入札（再度入札）

開札の結果、すべての入札が予定価格の制限に達しないときは、その場で直ちに再入札を行う。2回の再入札を行っても落札者が決定しないときは、入札を打ち切る。

14 契約に関すること

(1) 契約書作成の要否 要

※契約書案は、別に示しているとおおり。

※契約締結に係る事務経費及び収入印紙等は落札者が負担すること。

(2) 契約保証金 免除

(3) 落札者の決定後、契約締結までの間において、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた場合には、この契約を締結しないこととする。

(4) 落札者の決定後、契約締結までの間において、本市の指名停止措置又は指名回避措置を受けた場合には、この契約を締結しないこととする。

以 上